

資料

看護教育における気になる学生への合理的配慮に関する文献検討

野口久美子*, 大河内彩子**

Literature Review on Reasonable Accommodation for Nursing Students with Concerns in Nursing Education

Kumiko Noguchi *, Ayako Okochi **

Key words: Nursing student, Reasonable accommodation, Developmental disability, Support, Nursing education

受付日 2021 年 10 月 22 日 採択日 2022 年 2 月 3 日

*帝京大学福岡医療技術学部看護学科 **熊本大学大学院生命科学研究部 公衆衛生看護学講座

投稿責任者: 大河内彩子 okochi@kumamoto-u.ac.jp

I. はじめに

2018 年度の日本学生支援機構の実態調査によると大学、短期大学及び高等専門学校の障害学生数は、33,812 人で、障害種別で見ると、発達障害が 6,047 人で全体の 17.9%である¹⁾。看護師を目指している、発達障害の疑いのある学生は、幼い頃から発達障害の診断がつくことは少なく、提出物の期限が守れない、学習しているにも関わらず成績が伴わず、単位を落として留年するなど、学習困難のある気になる学生として、存在していると思われる。自分自身で自覚することもなく現在に至り、臨地実習の際に気になる学生として目立つようになる。山下らの研究では、発達障害の疑いのある看護学生が苦手とする学習場面は、「臨地実習」が 91%と一番多かったと報告している²⁾。

看護学生にも発達障害と診断がついた者が、一定数存在することが報告されている。池松らは 2011 年に全国の看護師養成機関を対象に看護教員から見た学習・発達障害のある看護学生の調査を実施している。その報告によると、全入学生のうち著しい指導・学習困難な学生は 2.3%であり、なんらかの発達障害の特徴を備えた学生は 1.02%であった³⁾。

特別な支援が必要な学生のその後として 146 人中、34 名 (23.4%) は規定の修業年限で卒業し、52 名 (35.9%) は留年して在学中、46 名 (31.7%) はすでに退学していた。特別な支援が必要でありながら留年や退学が多い現実には、看護師養成機関の質を問われており、今後の課題であると考えられる。

看護師という職業は、対人援助職でかつ人の命に係わる。そのため、対人関係やその場の状況に応じて、対応を求められることを苦手とする発達障害のある学生が適応するのは難しい。発達障害者の職務遂行に関わる問題としては、「巧緻性や丁寧さが求められる作業が苦手」、「状況判断をして作業の質や量を変化させることが苦手」、「目、手、足の協応動作が苦手」、「複数作業の同時並行が苦手」、「自分で作業の段取りや手順を考えることが苦手」などが報告されている⁴⁾。発達障害の疑いのある看護学生の特長としても、「考えや思いを言葉にして表現することができない」、「不注意や忘れ物が多い」、「パニックになりやすい」、「こだわりが強い」などが報告されている⁵⁾。

遠藤らは看護実践適応に向けた、教育プログラムの開発の研究の中で、発達障害の疑いのある看護学生の行動特性をチェックリストとして作成し、学生

をスクリーニングし、臨地実習の前から個別指導を行う必要性を報告している⁶⁾。しかし、実習指導を担う教員も、発達障害の専門知識を有していないため、学生の対応には苦慮している現状がある。学生に携わる教員が、学生の行動特性に合わせた適切な指導を行うことは、学生を導き看護師になるために卒業できる可能性を高めると考える。

発達障害学生支援の現状としては、2013 年より高等教育機関においても、国公立大学では法的義務、私立大学であっても努力義務として合理的配慮の提供が行われている⁷⁾。合理的配慮とは、障害者の権利に関する条約の中で、障害のある子供が、他の子供と平等に教育を受けられるように、学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、均衡を失った又は過度の負担を課さないものと定義されている。しかしながら、過密な看護教育の教育課程を修学することは障害を持っていない学生にとっても大変なことである。教員は気になる看護学生に対して、必要かつ適切な支援を模索している。未だ看護学生に対する合理的配慮に関する基準は本邦では確立されていない。また、発達障害の疑いのある看護学生の表現の仕方も統一されていない。

そこで、本研究では発達障害および発達障害の疑いのある、気になる看護学生への合理的配慮の現状を文献検討し、学生支援の示唆を得る。

II. 方法

1. 文献の選定

文献は、データベース医学中央雑誌で、キーワードを「発達障害」「看護学生」に設定し、原著論文で看護に絞り検索した。データベース CiNii では、キーワードを「発達障害」「看護学生」、と「発達障害」「臨地実習」、の組み合わせで検索した。

医学中央雑誌では 33 件、CiNii では 24 件抽出できた (最終検索日は 2021 年 9 月 13 日)。本研究の目的に沿った発達障害の看護学生への支援の文献を選定し重複を除き、16 件を対象文献とした。

2. 分析方法

以下の視点をもって文献を精読し、それぞれ当該部分を抽出し、コード化した。①発達障害の疑いの

ある看護学生の表現の仕方、②発達障害の看護学生の特徴、③看護教育の特徴、④看護師としての適性、⑤合理的配慮の実際、について着目して内容を抽出した。さらに意味内容を損ねないよう一文に一内容を含むようにコード化し、意味内容ごとにカテゴリ化した。

III. 用語の定義

発達障害の定義として、発達障害者支援法、文部科学省によると「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」とある⁸⁾。本研究では、当該定義を使用する。

IV. 結果

1. 対象文献の概要

対象文献 16 件の概要を表 1 に示した。発達障害の看護学生への、支援現状を広く知見とするため、文献検討や総説、特別寄稿などの文献も含めた。16 件の内訳は、5 件が文献検討^{2,9-12)}であった。9 件の文献^{5,13-19)}の研究対象とは、看護教員がほとんどで、看護学生に対しては、1 件²⁰⁾しか見られなかった。残りは総説 1 件²¹⁾、特別寄稿 1 件²²⁾であった。

2. 発達障害および発達障害の疑いのある看護学生の表現

対象文献には、発達障害の診断がついた看護学生と発達障害の疑いのある看護学生²³⁾というように、診断の有無で区別した表現をしていた。発達障害の診断を受けている看護学生はほとんどいないが、その特性から疑いがあるということで、その学生を含めた支援を研究対象としていることになる。表現としては、「疑いのある」の表現が一番多く、次に「傾向」、「特性」、「特徴」で、「気になる」「困り感のある」「対人関係を苦手とする」という表現もあった。

3. 看護教育における合理的配慮の現状

対象文献から得られた 3 つのカテゴリを表 2 に示した。以下コードを「」、サブカテゴリを【】、カ

テゴリを<>で表す。

<看護教育の特徴>として、12コードから6サブカテゴリを抽出した。看護師としての適性として、9コードから2サブカテゴリを抽出した。合理的配慮として、8コードから3サブカテゴリを抽出した。

看護教育は、「カリキュラムが過密」、「多くの教員が関わるため、一貫して支援することが難しい」という養成課程の特徴を有している。さらに「臨地実習は看護教育における重要な位置づけ」であり、【患者の安全が最優先】となる。また、講義は演習が多くグループでの活動も多い。気になる看護学生は【苦手な特性を求められる】。実習先では、このような看護学生の受け入れは厳しくなり【実習先の協力が得にくい】状況となっている。

<看護師としての適性>として、「倫理観の低い自己中心的な態度」、「チームの一員としての問題」、「患者の気持ちを推察し、尊重することの困難さ」などの【看護師に向かない発達障害の特性】は、「看護職に就くことについて適性に問題」と捉え、「進路変更もあり得る」など【教員が職業適性を見極める】現状が示された。

<合理的配慮>としては、看護学生に対する合理的配慮に関する基準がない中で、【暗黙の了解としての支援】が行われており、【過剰な配慮】も存在していた。また、発達障害の病態からくる感覚過敏を含んだ【具体的な配慮】も見られた。

V. 考察

発達障害および発達障害の疑いのある看護学生に関する文献から、看護教育における合理的配慮に関する文献検討を行った。その結果、看護教育の特徴、看護師としての適性、合理的配慮の3つの具体的内容を明らかにした。

看護師にとって患者の命の安全は最優先であり、看護師の職業適性として発達障害の特性は向かないと思われており、実習先での協力が得られにくい現状があった。しかし、看護教育での臨地実習は、重要な位置づけであり実習施設との連携は欠かせない。附属病院などを有しない学校は、実習施設を提供してもらっただけでもありがたいという立場も

あり、支援をどこまで求められるか厳しい現実がある。椎葉らは看護学実習における実習指導者と教員の協働に影響する要因の研究の中で、実習の問題事項に関する協働はできているが、実習指導の充実に関する協働は十分でないとして述べている²⁴⁾。気になる看護学生が、臨地実習を乗り越えるために、実習指導者の発達障害に関する理解も今後の課題となってくる。

また、臨地実習では、教員一人で発達障害の特性のある看護学生を支援するのは難しい。一般的には、今回得られたサブカテゴリに見られるような【暗黙の了解としての支援】を行うが、教員によっては、【過剰な配慮】であると捉えられる合理的配慮もある。発達障害の特性のある看護学生を評価するツールの開発や実習体制の整備が課題となる。

看護教員が気になる看護学生に対して、適切な指導・助言を行うことは、学生が困惑せずに済むと考えられる。気になる学生が苦手とする部分を補うことができるようになると、臨地実習も達成しやすくなる。西村らは、「実習場面での支援」のなかで、修学全体の中で実習だけを支援することは難しく、前提となる「学ぶ態度」や「苦手に対する対処法を知る」等、基本的な学習への向き合い方を、低学年のうちに体験しておく必要があると述べている²⁵⁾。また、ある高等専門学校における特別支援教育の中で、階層的支援という体制がある。「すべての学生」、「気になる学生」、「特別に支援が必要な学生」の3つの階層に分けた支援を実践している²⁶⁾。全学生に応じて支援のレベルを変えていくことは、学生すべての教育にも役立つと考える。

看護教育における発達障害の看護学生に対する合理的配慮としては、暗黙の了解で実施され、過剰な配慮が行われている現状がある。桑原らは発達障害と合理的配慮において「他の学生が得ていない未来の情報を加味した判断を当事者にのみ可能にすることになり、公平性の担保が難しく、合理的とは言い難いかもしれない」と競争が生じる場面での合理的配慮には、慎重な検討が必要だと述べている²⁷⁾。臨地実習において到達度を評価し、単位認定を行わなければならない中、どこまで配慮すべきなのか教員間でも評価の分かれるところである。また、臨地

実習では長期間ストレスのかかる時期で、グループメンバーからのサポートもどこまで配慮として他のメンバーに求めてよいか苦慮する現状がある。その一方で西村らは、①実習先との連携、②実習先の事前観察期間の設定、③必要な準備や配慮に関する支援会議、④実習中止要件の確認などを記し、学生が直面している問題が、本人の障害特性とどのように関連しているかを正しくアセスメントする必要があると述べている²⁸⁾。

看護大学が急増する中、今後も気になる看護学生は増加すると思われる。支援する看護教員の発達障害への専門知識と看護基礎教育の中で、合理的配慮として何が適切なのか、今後も検討が必要であり、看護教育としての合意が必要であると考え。

VI. 文献

- 1) 日本学生支援機構:平成30年度(2018年度)大学,短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書2019年.
(2020年3月10日参照日)
https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/cho_sa_kenkyu/chosa/_icsFiles/afieldfile/2019/07/22/report2018_2.pdf.
- 2) 山下知子 他:発達障害のある看護学生の臨地実習における支援に関する文献研究,日本看護学会論文集看護教育,45:162-165,2015.
- 3) 池松裕子:学習・発達障害のある看護師/看護学生の実態調査,科学研究費助成事業,2012.
- 4) 市川宏伸(監修):発達障害者支援の現状と未来 Ⅰ-早期発見・早期養育から就労・地域生活支援まで-,196,中央法規出版,東京,2010.
- 5) 師岡友紀 他:発達障害またはその傾向のある看護学生に対する臨地実習上の支援の実際と教員の支援の妥当性に関する認識,大阪大学看護学雑誌,25(1):81-88,2019.
- 6) 遠藤みどり(代表):発達障害のある看護学生の看護実践適応に向けた教育プログラムの開発,科学研究費助成事業,2018.
- 7) 村山光子:大学における発達障害者のキャリア支援,ハンディシリーズ 発達障害支援・特別支援教育ナビ 発達障害のある人の就労支援 / 作者 柘植雅義(監修),36-37,金子書房,東京,2015.
- 8) 文部科学省:発達障害について,(2021年11月30日参照)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/hattatu.htm
- 9) 岸 央子 他:発達障害および発達障害の疑いのある大学生への支援事例に関する文献検討:看護学生の支援への示唆,中京学院大学看護学部紀要,9(1):13-22,2019.
- 10) 川村晃右 他:発達障害のある看護学生に対する教育上の困難と支援に関する文献検討-メタ統合を参考にした分析による検討-,京都橋大学研究紀要,46:123-135,2020.
- 11) 白瀧美由紀:教員が捉えた発達障害の特性を持つ看護学生の修学上の困難と支援に関する文献検討,日本赤十字北海道看護大学紀要,21:7-15,2021.
- 12) 岩下真由美 他:発達障害またはその疑いがある看護学生への臨地実習での支援についての文献検討,看護・保健科学研究誌,21(1):19-29,2021.
- 13) 中尾幹子 他:看護基礎教育における学生への発達障害支援の現状,大阪信愛女学園短期大学紀要,49:15-25,2015.
- 14) 山下知子 他:発達障害のある看護学生の臨地実習における支援に関する文献研究,日本看護学会論文集 看護教育,45:162-165,2016.
- 15) 山下知子 他:発達障害及び発達障害の疑いのある看護学生の臨地実習における学習困難の様相,埼玉医科大学看護学科紀要,9(1):11-17,2016.
- 16) 中尾幹子:発達障害の特徴がみられた看護学生の進路変更支援,日本発達障害学会機関誌,39(1):91-103,2017.
- 17) 戸部郁代 看護教員における発達障害学生に対する意識と修学支援の現状,発達障害研究,40(2):165-174,2018.
- 18) 中村裕美 他:発達障害およびその疑いのある学生に対する看護系大学教員の関わりの現状と支援のあり方,看護教育研究学会誌,11(1):47-

55,2019.

- 19) 吉兼伸子:看護師養成施設における看護教員の負担感について一対人関係の構築を苦手とする学生に焦点をあてて一,山口県立大学学術情報,13:37-47,2020.
- 20) 野崎由希子:看護学生が臨地実習で教員に求める支援と発達障害の傾向に起因する学校生活における困り感との関連,日本看護学教育学会誌,31(1):29-41,2021.
- 21) 堀部めぐみ:発達障害の疑いのある看護学生への支援についての一考察,岐阜保健短期大学紀要,(3):30-42,2013.
- 22) 花村カテリーナ 他:大学の看護教育における発達障害の問題を考える一合理的配慮と支援の展開に向けて一,関西看護医療大学紀要,12(1):3-14,2020.
- 23) 前掲論文 12)19-29.
- 24) 椎葉美千代 他:看護学実習における実習指導者と教員の協働に影響する要因,産業医科大学雑誌,32(2):161-176,2010.
- 25) 西村優紀美 他:実習場面での支援,ハンディシリーズ発達障害支援・特別支援教育ナビ 発達障害のある大学生への支援 / 柘植雅義(監修),63-82,金子書房,東京,2016.
- 26) 松尾秀樹:高等専門学校における特別支援教育と就労支援,発達障害とキャリア支援/田中康雄(監修),170-171 金剛出版,東京,2014.
- 27) 桑原 斉 他:発達障害と合理的配慮、そだちの科学,32(4),66-71,2019.
- 28) 前掲書 9)63-82.

表1 対象文献の概要

ID	著者・発行	目的	方法/対象	結果
1	堀部めぐみ (2013)	発達障害のある学生に対する看護教員の支援の現状と今後の課題についての検討	総説	指導にあたる教員が発達障害に関する知識を持ち、対象となる個々の学生の特性にあった指導方針を教員間で共有する。実習施設、就職先と連携を図り適切な対策を講じる、適性が低い場合は進路変更も必要になる。
2	山下知子 徳本弘子 (2015)	発達障害のある看護学生の臨地実習における学習困難と支援に関する文献研究を行い臨地実習における看護学生への支援について明らかにすること	文献検討	「臨地実習の支援」に関する項目をコードとして抜粋的に検討した。「個々の学生の障害特性に応じた具体的な支援方法」「臨地実習前の準備と実習中の確認、患者を含む他者との関係に配慮する指導者の役割」「個別のニーズを学内外のシステムで継続的に支援する」の3カテゴリに分類した。
3	中尾幹子 田中千寿子 豊島めぐみ (2015)	看護基礎教育における発達障害への理解や支援がどのような現状にあるのか明らかにし、情報共有の仕方や学生への具体的な対応のあり方を明らかにすること	半構造化面接調査 看護師養成機関に勤務する教員1名	教員から見た発達障害の特徴を備えた学生への理解と支援の実践について質的分析を行った。「発達障害理解へのきっかけ」「暗黙の合理的配慮」「埋まらない支援者と本人の思い」「個々に応じた多職種連携での支援の模索」の4つのコアカテゴリを抽出した。
4	山下知子 徳本弘子 (2016)	看護師養成機関における学生支援体制と、発達障害および発達障害の疑いのある学生の臨地実習における支援の実態を把握すること	質問紙調査 全国の看護師養成機関で実習指導を担当した教員	学生支援体制は大学・短期大学と専門学校間において大きな違いが見られ、大学では約半数が複数の支援体制を持つ。専門学校では約8割が担任教員の役割となっていた。臨地実習の学生支援は教員個人や学内教員の力量に任せられ、専門家との連携は十分に行われていない。
5	山下知子 徳本弘子 (2016)	発達障害及び発達障害のある看護学生の臨地実習における学習困難の実態を明らかにすること	質問紙調査 全国の看護師養成機関で実習指導を担当した教員	発達障害の診断を把握している学生は全体の0.1%。看護学生の臨地実習における著しい学習困難を「基礎学力とルール遵守が身につけていない」「適切な会話が出来ず自己中心に考え患者の思いや状況が理解できない」「周囲との人間関係形成困難」「繰り返し指導するが指導内容が身につかない」の4つに分類した。
6	中尾幹子 (2017)	臨地実習における1事例について教員が学生に対してどのような指導上の課題を抱き、その時々でどのような対応が効果的であったかを明らかにすること	半構造化面接調査 看護専門学校に勤務する教員4名	教員は学生の問題行動や倫理観の低さに対して通常の教育的指導が通用しないことや他学生への教育均衡の問題を抱えていた。専門家でない教員の相互支援や学生本人が満足できる進路変更を行っていた。
7	戸部郁代 (2018)	看護教員の発達障害学生への認識や修学支援の現状を明らかにし修学支援のあり方を検討すること	質問紙調査 看護系大学看護専任教員	534名の回答。発達障害学生への対応に自信がある者14.6%、修学支援での課題は、修学上の困難が発達障害によるものかどうかの判断が約8割で最も多かった。看護師としての適性については67.6%が「問題がある」と回答した。
8	師岡友紀 望月直人 荒尾晴恵 (2019)	臨地実習において看護教員が、発達障害と診断のある学生、またはその傾向のある学生に対して行った支援の程度とその支援に関する認識を明らかにし、臨地実習における合理的配慮の在り方について考察すること	質問紙調査 看護系大学に所属している教員	他学生にも行う支援は実施されやすく妥当であると認識されていた。成績評価や実習記録に対する支援は、実施の程度が低く半数近くが過剰であると認識していた。
9	岸 央子 古田雅俊 (2019)	先行文献を検討し、発達障害および発達障害の疑いのある看護学生への技術演習や臨地実習を見据えた支援について示唆を得ること	文献検討	9件の文献から4つの示唆を得た。「発達障害の専門知識を持つ人材を確保し、発達障害学生を取り巻く多様な人々との連携が密に行える支援体制の構築」「対象者が感じている困難感、困り感を具体化していくことを支援のきっかけとし、解決策を対象者とともに見出ししていく」「支援の過程では常に対象者本人の意思を尊重し、対話の中から本人が納得するより良い方法を一緒に探していくプロセスが重要」「対象者に合わせた自己目標を掲げ、対象者本人と支援関係者が共有した上で支援を行う」
10	中村裕美 高橋幸 福井彩水、 他2名 (2019)	看護系大学教員の発達障害およびその疑いのある学生への関わりの現状と困難さを明らかにし、今後の支援のあり方について検討すること	質問紙調査 A看護系大学の教員	授業と実習の比較では、「指示を聞き逃すことが多い」こだわりが強く、他の考え方に理解や共感を示すことが苦手である」等有意差を認めた。教員は発達障害をもつ学生が抱える生活上の行動特性を認識しにくいことが示され、特に実習での指導に困難を感じていることが明らかとなった。
11	川村晃右 伊藤弘子 十倉絵美 (2020)	発達障害のある学生に対する教育上の困難と支援の現状について明らかにすること	文献検討	教育上の困難には、「患者の思いに寄り添うことの困難さ」「自己統制の困難さ」「グループダイナミクス活用の不十分さ」「論理的な思考の困難さ」があった。支援には「自己統制力を高める支援」「援助場面の構造化による理解の促進」「言語情報の理解と表出の促進」「達成可能な方法への変更」「支援体制のマネジメント」があった。
12	吉兼伸子 (2020)	対人関係の構築を苦手とする学生に起因する看護教員の負担感の関連要因を明らかにすること	質問紙調査 看護師養成施設の看護教員	看護教員の93.2%は対人困難学生の教育を経験しており、うち96%の学生は障害診断を受けていなかった。教員の精神的負担感には「臨地実習」「技術テスト」「保護者の情緒不安定」などの8つに有意差が見られた。対応においては、有意差を示す項目はなかった。有効な対応策がなく、対人困難学生への対応の難しさが示された。
13	花村カテリーナ 柴田早紀 (2020)	看護教育の現場において発達障害の特性に伴いどのような困りごとが生じ、教員や学生本人はどう捉えているか、そして、個人レベルから組織レベルまで実際の対応や支援を紹介すること	特別寄稿	1. 個人による対応の限界。大学組織としての対応を検討することの重要性。2. 発達障害に関する研修会の実施(学生、教職員、実習病院など) 3. アセスメントという重要課題。4. 看護師のいろんなあり方、働き方を模索する視点を持つ。などが提示された。
14	白瀧美由紀 (2021)	発達障害の特性を持つ看護学生の修学上の困難と支援に関する論文を概観することで、その現状を明らかにし、対象学生の理解と今後の支援のあり方について示唆を得ること	文献検討	教員が捉えた修学上の困難は、対人関係とコミュニケーションに関連した内容で、臨地実習においての困難が最も多い。支援内容は、教員間での情報共有、指導時のコミュニケーションの工夫、個別面談が行われた一方で、進路変更を視野に入れた支援も見られた。
15	野崎由希子 (2021)	看護学生が臨地実習で教員に求める支援と発達障害の傾向に起因する学校生活における困り感との関連を明らかにすること	質問紙調査 領域別の臨地実習を経験した看護学生	ADHD困り感16項目、自閉的困り感10項目、対人的困り感11項目に困り感高群が有意に支援を求めている。「優先順位リストを作成する」「一度に複数の指示をしないこと」などを教員に求めた。
16	岩下真由美 合田友美 (2021)	発達障害またはその疑いがある看護学生への臨地実習での教員からの支援について具体的な関わり方の示唆を得ること	文献検討	4文献から「前向きな態度で学生との信頼関係」「事前の準備」「尊重した相互的な関わり」「より具体的な指導」「差別と危険回避の区別」「教員間での連携」「実習指導者との連携」「グループメンバーとの連携」「必要とされる具体的な関わり」などが示された。

表 2 気になる学生に対する看護教育における合理的配慮の現状

コード	サブカテゴリ	カテゴリ
看護系大学は、カリキュラムが過密 看護系大学は、多くの教員が関わるため、一貫して支援することは難しい 看護教育は知識・技術の習得だけでなく、看護師としての能力や態度の育成を含む 看護の臨地実習は看護教育における重要な位置づけ	看護師の養成課程の特徴	
学生には職業選択の自由があり看護師を希望して入学	学生が看護教育を受ける権利	
看護専門職としての基礎的能力を有する看護職員の育成が看護教育の課題であり責務	教員が看護教育を行う責務	
刻々と変化する患者の病状に適したアセスメントや看護計画の立案とその実践は、複数の作業を同時進行で行うことを求められる 看護基礎教育では、グループで臨地実習に臨むことが多いため、学習効果はグループ間の人間関係などが大きく影響 臨地実習では受け持ち患者の安全安楽が阻害されてはならない 実習中の支援方法を検討する際、実習生が担当する患者の安全を保障できるのか、説明責任を問われる 看護師として備えるべき要件である、患者の生命の安全を守るという視点での要件は揺るがない	苦手な特性を求められる 患者の安全が最優先	看護教育の特徴
発達障害に対する実習病院側の理解や支援体制の協力を得にくい	実習病院側の協力が得にくい	
根本的な部分が苦手に直結しているような状況では配慮に限界、入学早期の進路変更もあり得る 看護師として十分に業務を果たせるのか、就職先でサバイバルできるかという不安が教員に生じ、発達障害の特性を有する学生の職業適性を否定的に評価 本格的な実習が始まる前で看護師としての適性があるかどうかを見極める 多くの看護教員が発達障害の人が看護職に就くことについて適正に問題 コミュニケーション能力の低さは、看護師としての適性の低さを意味する 臨地実習で、倫理観の低い自己中心的な態度が問題になり、施設側から学校へ厳しい指摘 実習中の仲間学生の我慢と他の学生への悪影響におよび、チームの一員としての問題は、将来の看護師としての職業的適応課題 対人援助職という仕事の性質を本人の抱える特性を考えた時、望ましい組み合わせではない 患者の気持ちを推察し、尊重することの困難さは、看護師の職業倫理の欠如にもなり得るため、看護師としての資質に問題	教員が職業適性を見極める 看護師に向かない発達障害の特性	看護師としての適性
暗黙の了解としての支援ではなく、学校組織としてどう対応するかという明確なルールを設けた上で、学生からの要請に応じて支援内容の妥当性を検討し提供 看護実習の特性から、期限の延長が学習上の課題達成に関わると判断され、過剰な配慮であると認識される 受け持ち患者への関わり、締め切りの延長や成績評価の調整など、他の学生には行わず特例的に行う対応については、実施の程度が低く過剰な配慮である 本人がパソコンで記録を書く希望があれば認める 病院内で迷わないように同一場所で待ち合わせる 発達障害の病態からくる感覚過敏があることをふまえ、可能であれば病棟の個室を控え室として確保する 発達障害の病態からくる感覚過敏があることをふまえ、視覚的な刺激を減らすために物の配置を変えない 発達障害の病態からくる感覚過敏があることをふまえ、話す口調やスピード、人の出入りも環境の1つとしてとらえ、刺激が少なくなるように調整	暗黙の了解としての支援 過剰な配慮 具体的な配慮	合理的配慮